

講習会テキストダイジェスト版

＜残土・汚染土コース＞

【お願い】 出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

5. 建設発生土としての取扱い

- (1) 一定量以上の建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画を作成しなければなりません。また、一定量以上の土砂を搬入する場合は、再生資源利用計画を作成しなければなりません。
- (2) 建設発生土については、搬出の抑制、工事間利用の促進に努めなければなりません。また、工事現場内に土砂を搬入する場合は、山砂などの新材の利用の抑制に努めなければなりません。

【解 説】

(1) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

① 用語の定義

副産物	工場、事業場の生産活動に伴って副次的に発生した物質一般をいう。
再生資源	副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
指定副産物	副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。建設業の指定副産物としては、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材の4種類が定められている。
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
建設発生土	建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
建設廃棄物	建設副産物のうち廃棄物に該当するものをいう。

② 再生資源の利用に関する判断の基準

＜建設発生土の利用＞

建設工事業者は、建設発生土を下表の区分に応じて、下表の用途への利用に努める必要があります。

区分	主な利用用途
第1種建設発生土 (砂、れき及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料／土木構造物の裏込材／道路盛土材料／宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂、れき質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材／道路盛土材料／河川築堤材料／宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材／道路路体用盛土材料／河川築堤材料／宅地造成用材料／水面埋立用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。)	水面埋立用材料

③ 再生資源の利用の促進に関する判断の基準

＜建設発生土の利用の促進＞

工事現場から搬出する場合、情報の収集または情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進する必要があります。

④ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の作成

以下の工事に該当する場合は、工事着手前に計画を作成し、計画および実施状況を工事完成后1年間保存しなければなりません。

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画作成の該当工事

再生資源利用計画	再生資源利用促進計画
次の各号の一つに該当する建設資材を搬入する建設工事	次の各号の一つに該当する指定副産物を搬出する建設工事
一 体積が1,000 m ³ 以上である土砂	一 体積が1,000 m ³ 以上である建設発生土
二 重量が500トン以上である砕石	二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊
三 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物	又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200トン以上であるもの

(2) 有効利用促進のための施策

① 建設副産物実態調査

建設副産物の処理状況等について、国土交通省は平成30年度の調査結果を公表したところです。(令和2年1月24日)

※平成30年度建設副産物実態調査結果、国土交通省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/dllpdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_sankou.pdf

② 建設リサイクル推進計画2020(令和2年9月30日)

国土交通省は建設副産物のリサイクル推進に向けた計画を以下のとおり策定しています。建設発生土に関する主な内容は以下のとおりです。

建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	-

※1:全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2:建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

3

建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～における施策一覧 国土交通省

(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

1 再生資材の利用促進

○再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討

(継続、本省)

○グリーン調達による再生資材の利用推進(継続、本省)

○再生資材の品質基準及び保証方法の確立(継続、本省)

3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

○建設混合廃棄物の現場分別の徹底(継続、本省)

○廃石膏ボードの再生利用の促進(継続、本省)

○**廃プラスチックの分別・リサイクルの促進**

(新規、本省及び各地方協議会)

2 優良な再資源化施設への搬出

○再資材化・縮減率の高い優良施設への搬出促進

(継続、各地方協議会)

○再資源化施設への搬出徹底(継続、本省)

4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進

○建設発生土の需給動向の把握(継続、各地方協議会)

○官民有効利用マッチングシステムの利用

(継続、本省及び各地方協議会)

○建設発生土の不適切な取扱への対応

(継続、本省及び各地方協議会)

(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

1 再生資材の利用促進【再掲】

5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

○建設リサイクルガイドラインの改定(継続、本省)

○**リサイクル原則化ルール**の改定(新規、本省)

○社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進(継続、本省)

○住宅の長寿命化及び建築物に係る履歴情報の整備の推進(継続、本省)

○官庁施設の長寿命化に向けた取り組み(継続、本省)

3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】

6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握

(継続、各地方協議会)

7 激甚化する災害への対応

○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進

(継続、各地方協議会)

(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

8 建設副産物のモニタリングの強化

○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携(継続、本省)

○建設副産物に係る情報交換システムの改善(継続、本省)

○電子マニフェストの普及(継続、本省)

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティ

システム等の活用

○**建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用**

(新規、本省)

10 広報の強化(継続、広報推進会議)

○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み

○建設発生土の有効利用に関する取り組み

○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み

○関係者と連携した取り組み

11 新技術活用促進

○建設廃棄物のカスケード利用の促進(継続、本省)

○NETISの活用(継続、本省)

○試験研究に対する取り組み(継続、本省)

4

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001366724.pdf>

③ 発生土利用基準

発生土の適正な利用の促進を図るため、「土質区分基準」に基づく「適用用途標準」などを示す「発生土利用基準」が国土交通省より通知されています。また、この詳細、解説等については、「建設発生土利用技術マニュアル(第4版)」((独)土木研究所、H25.12)が出版されています。



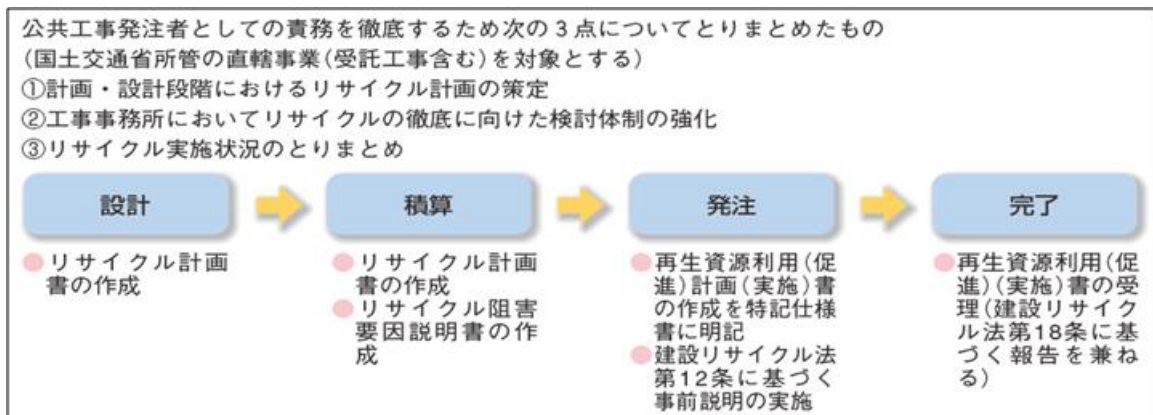
国土交通省のホームページ>通達・基準・マニュアル>発生土利用基準

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0305manual.htm

④ 建設リサイクルガイドライン

建設副産物のリサイクルを促進するための計画等の作成について、発注者および工事受注者の役割などを定めています。なお、国土交通省直轄工事を対象としていますが、自治体の公共工事等にも展開されています。主な計画書等の様式は以下のとおりです。

様式	作成時点	作成者
リサイクル計画書 (概略設計)	概略設計実施時点	設計業務の受注者
リサイクル計画書 (詳細設計)	詳細設計実施時点	
リサイクル計画書 (積算)	工事仕様書案の作成時点	積算担当課
リサイクル阻害要因説明書		積算担当課又は設計課
再生資源利用計画 (実施) 書	工事着手時 (計画書)	工事受注者
再生資源利用促進計画 (実施) 書	完成時 (実施書)	



【出典：よくわかる建設リサイクル、建設副産物リサイクル広報推進会議】

(建設現場従事者の) 産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ <http://www.sanpainet.or.jp/service06.php?id=2>